

市立学校長・園長 様

木津川市教育委員会

教育長 森永 重治

年度当初における新型コロナウイルス感染症に係る対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策については、各校において常に緊張感をもって取り組んできたところですが、オミクロン株のうち、さらに感染力が高いとされる『BA.2』の流行などが懸念されており、引き続き気を緩めることなく、適切な感染防止対策に全力で取り組んでいく必要があります。

については、年度当初にあたり、学校・園における対策について再度全教職員で確認の上、気を緩めることなく対応願います。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

Ⅰ 学校教育活動の制限の継続

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動」(衛生管理マニュアル 2021.11.22 Ver.7(2021.12.10 一部修正))については、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、実施する場合には一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどすること。

(2) 部活動

ア 制限等

活動に当たっては、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

(ア)参加者 参加者の範囲を限定・把握し、密集を回避した上で、管理できる数とすること。

(イ)活動場所 自校以外で活動する場合には、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

(ウ)活動時間 部活動指導指針のとおり。

(エ)大会参加 開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

(オ)他府県交流 交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に

実施すること。

イ 留意事項

- (ア) 他府県交流を実施する場合は、事故防止や安全確保について特に留意し、顧問だけで計画することがないよう、校長はじめ管理職と情報共有するとともに、組織的・計画的に実施すること。
 - (イ) 部活動通知で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
 - (ウ) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。
 - (エ) 大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。
 - (オ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
 - (カ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (3) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。
なお、実施にあたっては、次の事項に十分留意すること。
- ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。
 - イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。
 - ウ 出発の2週間前から健康状況（体温・体調等）を毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。その間に発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。
 - エ 活動期間中、毎日の検温と教員による健康観察の実施・記録を徹底すること。
 - オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。
 - カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。
- (4) その他の活動について
- ア 学校外の者が参加して行われる校内での活動や、校内外での他校生との交流については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とする。
 - イ 校外での教育活動については、訪問地域の感染状況や移動時も含めた活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。
 - ウ 部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する場合は、感染防止対策を十分に講じること。また、学校外の者が参加して行われる活動（ゲストティーチャー

招聘、授業参観、PTA 行事、学校説明会等)は十分対策を取った上で実施すること。

- エ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- オ 引き続き衛生管理マニュアルに従い、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行うこと。

2 感染防止対策の更なる徹底

(1) 児童生徒への指導及び家庭への協力依頼

ア 基本的感染防止対策の徹底

3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用を繰り返し指導し、徹底すること。なお、できる限り不織布マスクの着用について、保護者に協力を依頼すること。ただし、体育の授業時は、十分な身体的距離がとれている場合はマスク着用の必要がないことや、本人が息苦しいと感じたときなどにはマスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導すること。

また、引き続き不要不急の外出や友人との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するように指導すること。

イ 健康観察

児童生徒(教職員)について、毎日のきめ細やかな健康観察を通じて状況を的確に把握すること。また、毎日の検温を含む登校前の健康観察を改めて徹底すること。

ウ 体調不良時や家族が受検の場合

児童生徒(教職員)について、体調不良等の症状がみられる場合は、無理に登校(出勤)をさせないこと。また、同居の家族がPCR検査を受検した場合や同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、登校(出勤)を控えるよう繰り返し周知すること。

※ただし、同居の家族が、職場等で定期的実施されるPCR検査を受ける場合においては、受検者に発熱等の風邪症状がない場合は、登校しても差し支えないものとする。

エ 食事等の飲食の場面

児童生徒(教職員)が給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを繰り返し徹底すること。

食事の際には、黙食を原則とし、会話は必要最小限に留めるよう改めて指導すること。

また、食事後は速やかにマスクを着用させること。

オ 保護者等との面談

児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

カ スクールバスの活用

スクールバスを活用している学校については、マスクを着用の上できる限り間隔を取って着席し、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 教室における注意点

机と机の距離は、可能な限り間隔を空け、常時換気に努めること。(常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分程度、窓を全開にすること。)

(3) 児童生徒(教職員)や家族の感染等が判明した場合

児童生徒(教職員)や同居の家族の受検及び受検結果が判明した場合は、速やかに学校に連絡する旨、繰り返し保護者に依頼すること。

休日に緊急連絡が必要な場合は学校携帯を活用、または木津川市役所(代表)の番号を知

らせるなど、確実に連絡が取れるようにすること。

また、学校管理職は、児童生徒（教職員）の受検や受検結果が判明した場合は、休日であっても速やかに市教委理事に連絡すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学校単位）を臨時休業とする場合がある。

なお、臨時休業の範囲や条件については、令和3年9月1日付け木津川市立学校対応ガイドラインによるものとする。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

（例）・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。

- ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
- ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
- ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 新型コロナワクチン接種について

- (1) 接種の有無で差別やいじめが起きないように指導すること。
- (2) 接種の有無等を聞く場合、他者がいる場での確認を避けるなど、他者に知られないようにすること。接種に関する相談等は個別に対応すること。
- (3) ワクチン接種及び副反応による欠席は、出席停止扱いとする。

6 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷を絶対に行わないよう指導すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

7 教職員の勤務等について

- (1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について
希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。とりわけ、追加接種（3回目の接種）については、早期の接種が進むよう配慮すること。
- (2) 教職員の勤務について
府民にお願いしている感染拡大させない取組等について、教職員に徹底すること。

I ワクチン接種の推進

- ・発症や重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・小児（5歳～11歳）のワクチン接種についても、希望する方は積極的に接種してください。

II 感染を防ぐための3つの意識の徹底

1 自分が感染しない

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入換えを行ってください。
- ・人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・旅行や帰省、就職、進学等に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

2 ほかにの人に感染させない

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関へ相談してください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。
- ・特措法第24条第9項により、感染に不安を感じる無症状の方の検査の受診を要請しますので、検査を受けてください。（令和4年4月末まで）

3 感染をひろげない

○学校・保育所等でひろげないために

- ・学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。

○医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。

○飲食店でひろげないために

- ・飲食時には「きょうとマナー」を守るようにしてください。
- ・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用してください。

III 人出の活発化への備え

- ・観光や行楽、レジャーは、屋外の活動でも基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・鉄道・バス等の公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、大声を出さないようにしてください。
- ・飲食は認証店を利用するとともに、飲食店以外での会食も間隔を取るなど、感染防止に心掛けてください。

(2) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくとともに、体調が良くない者（発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等）は休務し、医療機関を受診するよう徹底す

ること。また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(3) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。については、会議等を行う場合は、感染防止を徹底すること。

8 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。